

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月25日

仙台法務局古川支局 登記官 島 貫 悟

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局民事行政部復興事業対策官又は古川支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
3702-2025-6001	大崎市三本木高柳字伊勢堂 4 番	墓地	1 9
3702-2025-6002	大崎市三本木高柳字伊勢堂 1 6 番	墓地	3 9
3702-2025-6003	大崎市三本木高柳字伊勢堂 4 8 番	墓地	4 1
3702-2025-6004	大崎市三本木高柳字伊勢堂 5 9 番	墓地	3 1
3702-2025-6005	大崎市三本木高柳字伊勢堂 1 1 2 番	畑	1 2 2
3702-2025-6006	大崎市三本木高柳字伊勢堂 1 1 3 番	畑	4 1
3702-2025-6007	大崎市三本木蒜袋字百目木 9 番	畑	2 3 4
3702-2025-6008	大崎市三本木蒜袋字原境 3 3 番	田	1 8 7
3702-2025-6009	大崎市三本木蒜袋字古鹿島 3 1 番	畑	7 9
3702-2025-6010	大崎市三本木蒜袋字向屋敷 3 6 番	墓地	3 9 7 2